

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「1-8 立ち上がり」について★★

椅子やベッド等に座った状態からの「立ち上がり」の能力を評価する項目です。

「つかまらないでできる」・・・何にも掴まらずに立ち上がる行為ができる場合。

「何かにつかまればできる」・・・何かに掴まれば立ち上がる行為ができる場合。

介護者の手で引き上げられる状況ではなく、

支えがあれば基本的に自分で立ち上げられる場合も含む。

「できない」・・・・・・・・・・自分ではまったく立ち上がることができない場合。

体の一部を介助者が支える、介護者の手で引き上げる

など、介助がないとできない場合も含む。

<記入例>

× 調査時はテーブルに手を着いて立ち上がった。家族によると、日頃も習慣的に、テーブルにつかまり立ち上がっているとのこと。「2. 何かにつかまればできる」を選択。

→ 体を支える目的でテーブル等にしっかりと加重し立ち上がる場合は、「何かにつかまればできる」を選択しますが、習慣的に加重している（加重しなくても立ち上げられる）場合は含みません。

○ 調査時は、自分の両膝にしっかりと手をつき、腕に力を入れれば「立ち上がり」ができた。家族によると、日頃もどこかに掴まらなければ立ち上がれないとのこと。「2. 何かにつかまればできる」を選択

★ 椅子に座る機会がない場合は、洋式トイレ、ポータブルトイレ使用時、受診時の待合室や診察室等での状態で判断します。

★ 床から立てるが、全く椅子に座る機会がない場合は、床から立てることを評価して選択をします。

【介護認定の状況】（R3. 2. 2 時点）

12月申請 322件のうち審査会の予定が決まっていない数 8件

1月申請 286件のうち審査会の予定が決まっていない数 143件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）